（提出日）　　年　　月　　日

各自治体宛（各長、議会宛に変更してください。）

区域外避難者（自主的避難者）を含む、被災者受け入れ・支援に関する陳情書

（陳情者住所）
（陳情者氏名）
（陳情者電話）

趣旨

福島第一原発における原子力災害で放出された多量の放射性物質は、福島県内のみならず東北、関東圏に甚大な汚染をもたらしました。汚染の広がりは同心円状ではなく、各地で高い放射能、土壌汚染データが計測され、母乳・子どもの尿からの放射性核種の検出、甲状腺機能の異常などが続々と報告されています。しかし、具体的な避難等の対策が取られているのは、立入禁止区域（原発から２０キロメートル圏内）、緊急時避難準備区域（３０キロメートル圏内）、計画的避難区域（２０ミリシーベルト／年を超える地域）のみで、これらの区域外で暮らす人々は、避難や移住に際し、東京電力、日本政府による支援、保障が一切なされていません。全ての人には、不必要な被ばくを避け、健康と命を守る権利があります。そのため、被ばくの影響を避けるために避難、移住、一時保養などを希望する人々を、放射能汚染の影響が少ない西日本等の各自治体等で支援していくべきだと考えます。そこで、以下の事項について陳情いたします。

●東北、関東圏からの避難者、移住者、一時保養者の受け入れ態勢を整備してください。自治体による住宅、生活用品の提供、交通費や避難にかかる生活費の金銭的な援助などを求めます。また、自主避難者への避難支援活動をしている団体に対しても、同様に助成金等の援助の幅を拡大してください。

●福島第一原発からの距離、避難した日付などで区切らず、放射能汚染から身を守るための避難、移住を希望する東北、関東圏全ての人を支援対象者としてください。特に、年間被ばく量が１mSv を超える地域から避難を希望する 18 歳以下の子ども、妊婦、妊娠を希望する女性を含む世帯の構成員、同 5.2mSv を超える地域から避難を希望するすべての人への早急な支援を強く求めます。また、今後避難を希望する人への支援はもちろん、すでに避難している人へも、遡り支援の対象としてください。未曾有の原子力災害は 3.11 以降途切れることなく続き、収束の目途はついていません。事故以来被ばくの危機は続いており、避難の日付でその被害を区別することはできません。東京電力、国からの補償、賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援をしてください。

●瓦礫の拡散、受け入れ、焼却を拒否してください。現状汚染が少ない西日本を放射能から守り、避難、移住、保養の体制を確立してください。

理由・根拠

＜汚染の広がりと被ばく限度について＞

放射能汚染の広範囲への拡散については、政府発表のほか、各自治体、政党、市民団体などの詳細な調査結果から、その深刻さが明白です。これらのデータと、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた基準≪５．２ミリシーベルト／年以上（管理資格の持つもの以外の立入禁止）、１ミリシーベルト／年以上（１８再未満の児童、妊娠可能な女性の立入禁止）≫を照らし合わせると、指定された避難区域外に暮らす人々にも外部、内部被ばくの危険性があることは明らかで、避難、移住の権利、必要性があると考えることが妥当です。原発事故後に引き上げられた 20msv／年以下という被ばく基準は安全値ではなく、政府により強いられている“ガマン値”です（20msv までは我慢しなさいという意味）。国際的にも、放射能には一定の数値までなら被ばくしても安全であるという閾値（しきいち）がなく、低線量でも危険性があるという認識で合意がなされています。原発事故後に日本人が放射能に強くなったという訳もなく、あくまで従来の基準に基づいて判断されるべきです。

―参考データ―

・各自治体の放射線計測データ

福島県福島市　http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/

http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/wp-content/uploads/2011/10/kankyouhousyanou-ken10.20.pdf

福島県郡山市

http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=47F31DB9C3C964CD11BACC723D69B764?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=22871

千葉県松戸市

http://www.city.matsudo.chiba.jp/var/rev0/0011/9626/hoikusyohousyasennitirann.pdf

茨城県

http://www.pref.ibaraki.jp/important/20110311eq/20110526_01/index.html

早川由紀夫氏　放射能汚染地図

http://gunma.zamurai.jp/pub/2011/26julyJG.jpg

日本共産党都議団　都内各地の放射線量測定結果

http://www.jcptogidan.gr.jp/html/menu5/2011/20110525195904_3.pdf

東側の汚染が特に深刻。練馬区、江東区を境に年間１ミリシーベルトを超えてきます

放射能防御プロジェクト　首都圏土壌調査

http://doc.radiationdefense.jp/dojyou1.pdf

東京都江戸川区臨海町＝セシウム 134・137 合算 240045 ベクレル／㎡

東京都足立区東和＝同 110955 ベクレル／㎡

東京都文京区小石川＝同 162500 ベクレル／㎡

千葉県松戸市紙敷＝同 206635 ベクレル／㎡
埼玉県三郷市早稲田＝同 919100 ベクレル／㎡
神奈川県横須賀市港が丘＝同 145340 ベクレル／㎡
茨城県取手市藤代＝同 219700 ベクレル／㎡
● 福島の子　甲状腺機能に変化
http://onodekita.sblo.jp/article/48339997.html

＜避難、移住、保養の実態について＞
すでに指定避難区域外の相当数の人々が、西日本、北海道、海外などへ避難、移住、保養を余儀なくされており、経済的、精神的な負担を負っています。さらに、避難を希望しているものの、仕事、生活などへの補償がなく断念しているケースが多いのも実情です。上記＜汚染の広がりと被ばく限度について＞の参考データ、政府が発表した、各都道府県へのセシウム降下量、航空機モニタリング調査結果からも、東北・関東圏に広範囲かつ斑状に汚染が広がっていることは明らかで、これらの実態を受けて避難、移住を選択することは極めて正当な判断であると言えます。10 月 20 日に開催された第１５回原子力損害賠償紛争審査会では、能見会長が「自主避難は、賠償しなければならない対象である。残っている人たちへの賠償も検討をしながら解決をはかっていきたい」と結論づけており、ここでも自主避難者への賠償の必要性が確認されています。
http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/2011/10/post-9b9e.html

ー参考資料ー
●子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク　中手聖一氏による、区域外避難者（自主避難者）に関する東京電力への意見書
http://dl.dropbox.com/u/23151586/111020_nakate.pdf

●区域外避難者アンケートの抜粋※国際環境ＮＧＯ　ＦｏＥ Japan 実施
http://hinan-kenri.cocolog-nifty.com/blog/2011/10/post-fc46.html
（東京電力に向けての言葉である「賠償、補償」は、受け入れ自治体に向けての要望では「支援」にあたると考えます)。東京電力、国からの賠償がなされていない今、心ある自治体、議員の皆様からの、人道的な支援が必要です。

〇私たち家族 3 人は、本年 8 月 11 日に長年住み慣れた郡山市を離れました。私は長年勤めた会社を退職し、家内は生まれてから 30 数年住み慣れた土地をあとに、息子は何がなんだかわからないまま、大好きな幼稚園のお友だちや先生と離れ離れになる選択でした。家内は現在妊娠 8 ヶ月になります。私たちは福島第一原子力発電所の事故がなければ、福島を離れることはありませんでした。人それぞれ、愛する人たちを守る方法にはやり方があると思います。
どうか私たち「自主避難者」と呼ばれる者が、断腸の思いで選んだやり方を、愛する人たちを守る正当な方法であることを理解してください。

〇親としては、子どもを汚染されていない土地へ…と思ったけれど、補償もない中遠くに行くと、父親が会いに来る交通費がどうしても出せない。結局、すぐに避難させなかった自分・遠くへ避難させる財力がない自分を責めながら、関東の親戚宅へ避難しました。しかし間借り生活には限界があります。子どもが友だちと遊ぶスペースもなければ、経済的に不安があり、習い事もさせてあげられません。働くにも、低学年の息子の長期休暇を考えると条件が合う仕事がありません。でも避難する場所があるだけで幸せだと思うように努力しています。**福島中通りには、いることに不安があっても避難できない人がたくさんいます。**

〇現在生活のために夫を残し、自主避難をしています。息子は福島第一原発爆発後、国や県アドバイザーから「大丈夫、大丈夫」と言われ被曝し、**過去 2 回しか出したことがない鼻血を爆発後 11 回出しています。**

〇事故前は１年間の許容放射能が１ミリシーベルトだったのに、現在は２０ミリシーベルトとされているのも、納得・理解できません。放射線管理区域程度の放射能がある場所で、生活・子育てができるでしょうか？将来的に病気が現れてからでは遅すぎます。そこで私は自主避難という選択をしました。**福島県外への自主避難者には、全く補償がない状態です。**家計は大変苦しいですが、健康には代えられないと、ふんばっています。

〇私は 5 月から 3 歳の娘 2 人と自主避難しております。小さな山を一つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子どもを住ませることはできません。親として子どもを守るのは当然です。

〇避難したくて、避難しているわけではありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。大好きな福島をなぜ離れなくてはいけないか。**経済的にも 2 重生活。住宅ローンもあります。先月の食費は１万円。電気代１８００円。水道代３０００円。**

〇自主避難を否定することは、幼い命を摘み取っているのと同じです。逃げたいけれど、張り巡らされた安全キャンペーンに縛られ、子どもにすまないと自分を責める親の心。
逃げたけれど、補償も未来もみえず、不安な日々。

〇多くの人が不安にかられ避難しました。また不安の中でその地に留まり暮らしている人々もおります。福島原発事故の収束はまだまだ先行きが見えず、**放射能汚染はこれから長期にわたって続きます。どうか避難区域外であるなしにかかわらず、公平に避難された方の補償をお願いいたします。**少しでも先行きが見え、未来に希望が持てるように、どうか十分な補償が行われますようにお願いいたします。

＜放射性瓦礫の危険性について＞

東日本大震災により生じた2200万トンもの瓦礫処理が、被災地の復興促進のためにも急務であることは言うまでもありません。しかし、福島県内のみならず、周辺他府県の瓦礫にも、福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質が含まれていることが明らかとなっています。

現在、環境省は「災害廃棄物の焼却処理により発生する焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg 以下」を通常の廃棄物と同様の処理が可能な線量基準とし、全国の焼却施設で処理を進めようとしています。また100,000Bq/kg以下の焼却灰も、遮蔽等環境中への漏出防止策を講じれば、管理型最終処分場での埋め立てが可能としています。

8,000～100,000Bq/kgという放射線レベルは、原子炉等規制法、及び「放射能濃度についての確認等」に関する規則に定められた、「放射性物質として扱う必要のない」放射線レベル、いわゆるクリアランスレベル（Cs134、137合わせて100Bq/kg）の80～1000倍にもあたり、従来なら低レベル放射性廃棄物として厳重に処分・保管されていたものです。焼却灰を一般廃棄物と同様に処理するのであれば、クリアランスレベルの順守が求められます。

ただし焼却灰に含まれる放射性物質の濃度をクリアランスレベル以下におさめるためには、焼却前後の濃縮率を 33.3%とした場合、受け入れる瓦礫に含まれる放射性物質の濃度は約30bq/kgにとどめる必要があります。

しかし、これらの基準の対象はセシウムだけにとどまっています。私たちは、現在まで十分な測定が行われていないストロンチウムやプルトニウムなど、その他の放射性物質の拡散も懸念しています。福島第一原発から約250km離れた横浜で195bq/kgのストロンチウムが検出されたことから、周辺県の瓦礫にもストロンチウムが拡散していることが予想されます。またプルトニウムの拡散状況についても、早急な調査が必要です。

このような状況での瓦礫の受け入れは、その搬送から仮置き、焼却、焼却灰の処理の全過程で、周辺環境の二次汚染を引き起こす危険性が懸念されます。安全な生活環境を求めて西日本への避難・移住を希望する被災者にとっても、放射性物質を含むがれきの持ち込みにより西日本にまで汚染を拡大してしまっては、安心して暮らすことのできる場所を奪われることになります。放射性物質は一旦拡散させてしまうと、除染も、汚染状況の把握すらも大変に困難です。関西広域連合は瓦礫受け入れを表明していますが、住民はもとより、西日本へ避難、移住する被災者にとっても、安全な生活環境を守るために、災害廃棄物については受け入れをしないよう要望します。

賛同団体　子どもたちを放射能から守る関西ネットワーク

以上